

令和 7 年度青森県内部統制評価の概要

(1) 全庁的な内部統制に関する事項

全庁的な内部統制の評価に当たっては、ガイドライン中「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に基づき、内部統制の6つの基本的要素に関する評価項目に対応する全庁的な内部統制の取組状況を確認し、評価を行った。

※ 6つの基本的要素…統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応

○ 評価結果

内部統制の整備・運用に関する不備は見受けられなかったことから、評価基準日（令和7年12月31日）時点において、内部統制は有効である。

(2) 業務レベルの内部統制に関する事項

業務レベルの内部統制の評価は、全庁共通である財務事務に関する10のリスク区分（53項目）について、実際に発生した不備の内容を確認し、有効性の評価を行った。

○ 評価結果

整備に関する不備は認められなかったが、運用上の不備を84件（R6:114件）確認し、**このうち重大な不備と認められる事案が1件あった**ことから、内部統制は一部有効に運用されていなかったと判断。

※ 重大な不備…大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い又は結果的に生じさせたもの（ガイドラインの定義）

■ 令和7年業務レベルの内部統制評価結果

リスク区分 (※括弧内はリスク数)	不備の件数		主な不備の内容
	整備上の不備	運用上の不備	
I 総括的事項(14)	0	7	現金払込遅延、公共料金等の支払手続の失念、 ★引継ぎ不足
II 収入(4)	0	6	調定遅延、証紙報告漏れ
III 支出(8)	0	36	金額誤り、支払遅延
IV 契約(9)	0	14	契約方法誤り、契約保証金免除誤り
V 現金及び有価証券(2)	0	1	領収証書の取扱誤り
VI 一時取扱金(1)	0	3	契約保証金還付漏れ
VII 公有財産の管理(4)	0	5	事務手続き漏れ、積算誤り
VIII 物品(7)	0	10	不適切管理、事務手続き漏れ
IX 債権管理(2)	0	0	
X 補助金等(2)	0	2	補助金交付遅延
計(53)	0	84	

(参考：令和6年 0 114)

★重大な不備：引継ぎ不足により、国交付金の実績報告を誤り、事業の財源となる交付金の一部を活用できなくなり、結果として県費の持ち出しが生じた。

(3) 内部統制の有効性の評価

以上により、本県の内部統制は一部有効に運用されていなかったと認められる。